

生活福祉資金貸付制度

「生活福祉資金貸付制度」とは、生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、もって安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

ご利用いただける世帯

※各世帯ごとにご利用いただける資金が異なります。

低所得世帯	所得が十分でなく、他から資金の融通が困難な世帯
障害者世帯	障害者の属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯



資金の種類

※各資金の詳細は、2ページ以降をご参考ください。

総合支援資金（低）	日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と必要な費用をお貸しする資金
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活再建のために一時的に必要となり日常生活費で賄えない費用
福祉資金	
福祉費（低、障、高※）	日常生活上、又は自立した生活を送るために、一時的に必要となった費用をお貸しする資金
緊急小口資金（低）	やむを得ない事由により緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合にお貸しする少額の資金
教育支援資金（低）	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費をお貸しする資金
教育支援費	就学期間中に必要な経費
就学支度費	入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金（高）	一定の居住用不動産を担保として生活費をお貸しする資金
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯向け
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯向け

（※）日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限ります。

留意点

●相互の信頼関係の構築が必要不可欠です。

他から資金の融通が困難な皆様に、資金の貸付けと合わせて相談支援を行うことで世帯の自立を目指す制度です。そこでは、皆様の自立への強い意思とお互いの信頼関係が欠かせません。

●本制度は貸付制度です。

ご返済が必要な資金です。借入れに際しては、ご家族等周囲の方々ともよくご相談され、借入れの必要性や他の解決方法、借入れが必要な金額や将来のご返済計画についても十分ご検討ください。なお、貸付けには審査があり、決定までに一定のお時間をいただきますのでご了承ください。

●借金返済のための貸付けはできません。

しかし、借金の解決策は必ずあります。ご相談窓口をご紹介しますのであります。

●群馬県にお住まいの方（世帯）が対象です。

県外にお住まいの方やこれから県外に住まわれる予定の方は、そちらの制度をご利用ください。

総合支援資金



●貸付対象

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当する世帯

- ・収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ・借入申込者の本人確認が可能であること
- ・現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い住居の確保が確実に見込まれること
- ・実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ・貸付けと支援を行うことで、自立した生活が営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ・他の公的給付（貸付）を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

●主な貸付条件 ※実際の貸付金額等は、下記条件の範囲内で、必要な金額や期間をご相談の上、決定させていただきます。

	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生活支援費	月20万円以内 (単身) 月15万円以内	12月以内	(最終) 貸付日から 6月以内	20年以内	(連帯保証人) あり 無利子 なし 年1.5%	原則必要
住宅入居費	40万円以内					
一時生活再建費	60万円以内					

●使途例

(住宅入居費) 敷金、礼金、前家賃等/不動産仲介手数料/火災保険料/入居保証料
 (一時生活再建費) 再就職の際の支度費、技能習得費/転宅費及び家具什器費/住宅手当を併用する場合の家具什器費/日常生活上著しい困難が生じる場合の滞納公共料金等の滞納分の支払いに必要な経費/債務を整理する際に必要な経費(返済・借換資金は除く)

福祉資金

※緊急小口資金は3ページ目掲載

●主な貸付条件 ※実際の貸付金額等は、下記条件の範囲内で、必要な金額や期間をご相談の上、決定させていただきます。

	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	備考
生業費	(460万円)	(最終) 貸付日から 6月以内	(20年)	(連帯保証人) あり 無利子 なし 年1.5%	原則必要	()内は目安 ※1 技能習得期間が 1年程度 (220万円) 2年程度 (400万円) 3年以内 (580万円) ※2 療養期間等が1 年を超え1年6 月以内で、世帯 の自立に必要な ときは230万円
技能習得費	(130万円) ※1		(8年)			
住宅改修費	(250万円)		(7年)			
福祉用具購入費	(170万円)		(8年)			
障害者 自動車購入費	(250万円)		(8年)			
中国残留邦人等 国民年金保険料 追納費	(513.6万円)		(10年)			
療養費	(170万円)		(5年)			
介護等費	※2		(7年)			
災害援護費	(150万円)		(3年)			
冠婚葬祭費 転宅費 給排水設備等費 支度費 その他一時資金	(50万円)					

●使途例

(その他一時資金) 冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用、帰省費用、年金の掛金、地上デジタル放送対応テレビ等の購入費

緊急小口資金

● **主な貸付条件** ※実際の貸付金額等は、下記条件の範囲内で、必要な金額や期間をご相談の上、決定させていただきます。

貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
10万円以内	(最終) 貸付日から2月以内	8月以内	無利子	不要

● 緊急かつ一時的な生活費が必要となった理由例

- ① 医療費又は介護費等を支払ったことにより臨時の生活費が必要なとき
- ② 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
- ③ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費

会社からの解雇、休業等による収入減

滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増

事故等により損害を受けた場合による支出増(日常生活に支障をきたす事故等の場合のみ)

社会福祉施設等からの退居に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増



教育支援資金

● **主な貸付条件** ※実際の貸付金額等は、下記条件の範囲内で、必要な金額や期間をご相談の上、決定させていただきます。

	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	備考
教育支援費	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後 6月以内	20年以内	無利子	原則必要 ※1	※1 連帯借受人が必要
就学支度費	50万円以内					

不動産担保型生活資金

毎月の生活費をお貸しし、契約終了時にそれまでにお貸しした元金とそれに伴う貸付利子を一括でご償還いただく制度です。

● 貸付対象

【不動産担保型生活資金】 次のいずれにも該当する世帯

- ① 居住している不動産(土地及び建物)が借入申込者の単独か同居の配偶者との共同所有である。
- ② その不動産に今後も居住する意思がある。
- ③ その不動産に利用権(賃借権等)及び担保権(抵当権等)が設定されていない。
- ④ 借入申込者に、配偶者と親(配偶者の親を含む)以外の同居人がいない。
- ⑤ 世帯の構成員が原則として65歳以上である。
- ⑥ 市町村民税非課税程度(均等割のみ課税の場合も含む)の低所得世帯である。
- ⑦ 担保になる土地の評価額が原則として1,000~1,500万円以上である。

【要保護世帯向け不動産担保型生活資金】 上記①~③と次のいずれにも該当する世帯

- ① 担保になる居住用不動産の評価額が概ね500万円以上である。
- ② 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上である。
- ③ 本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると生活保護の実施機関が認めた世帯である。

● **主な貸付条件** ※実際の貸付金額等は、下記条件の範囲内で、必要な金額や期間をご相談の上、決定させていただきます。

	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	・土地の評価額の7割程度 ・月30万円以内				必要
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・居住用不動産の評価額の7割(集合住宅は5割)程度 ・月額貸付基本額の範囲内	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3.0% 以下	不要

※ 貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

※ 不動産担保型生活資金の連帯保証人は、推定相続人の中から選任する。

主な必要書類一覧

※この他にも必要に応じて提出をお願いする書類があります。ご了承ください。

共通	<input type="checkbox"/> 借入申込書（所定様式） <input type="checkbox"/> 世帯全員及び連帯保証人（ありの場合）の住民票の写し <small>※発行された日から3月以内のもの ※「住民票コード」以外に省略のないもの</small> <input type="checkbox"/> 障害者世帯の場合は、障害者手帳（写） <input type="checkbox"/> 世帯の1か月間の収支内訳書（所定様式） <input type="checkbox"/> 世帯の資産・負債等内訳書（所定様式） <input type="checkbox"/> かかる経費が分かる書類（見積書、請求書、カタログ等） <input type="checkbox"/> 世帯全員及び連帯保証人の所得証明書等収入が確認できる書類 <small>《貸付決定後》</small> <input type="checkbox"/> 借用書（所定様式） <small>※住宅入居費及び緊急小口資金では決定前に必要となる。</small> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <small>※同上</small> <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書
総合支援資金	<input type="checkbox"/> 健康保険証（写） <small>※有効期限内のもの</small> <input type="checkbox"/> 運転免許証（写）等顔写真のある証明書（保険証又は住民票を添付できない場合） <input type="checkbox"/> 世帯の自立計画書（所定様式） <input type="checkbox"/> 求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は住宅手当・総合支援資金連絡票 <small>※住宅手当併用の場合は（写）</small> <input type="checkbox"/> 住宅手当支給対象者証明書（写） <small>※住宅手当併用の場合</small> <small>《住宅入居費を希望する場合》</small> <input type="checkbox"/> 入居住宅に関する状況通知書（写） <input type="checkbox"/> 停止条件付不動産賃貸借契約書（写）
福祉資金	【生業費】 <input type="checkbox"/> 事業計画書（所定様式）及び実績の分かる書類 【技能習得費】 <input type="checkbox"/> 各種学校等の合格通知（在学証明書） <input type="checkbox"/> 自動車学校の入校案内 【障害者自動車購入費】 <input type="checkbox"/> 運転者の運転免許証 <input type="checkbox"/> 貸付後に、自動車検査証（写） 【療養費】 <input type="checkbox"/> 診断書（所定様式） 【災害援護費】 <input type="checkbox"/> 官公署発行の被災証明書
	<input type="checkbox"/> 健康保険証（写） <small>※有効期限内のもの</small> <input type="checkbox"/> 運転免許証（写）等顔写真のある証明書（保険証又は住民票を添付できない場合） <input type="checkbox"/> 今後の償還の見込みを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 要件に該当することが確認できる書類（例：医療費の支払いの場合は、医療機関から発行された領収証）
教育支援資金	<input type="checkbox"/> 合格通知書（写） <small>※入学前の場合は、入学願書又は受験票（写）で可。但し、資金交付は合格通知書（写）の提出を条件とする。</small> <input type="checkbox"/> 在学証明書 <small>※中途入学者又は在学者の場合</small>
不動産担保型生活資金	【不動産担保型生活資金】 <input type="checkbox"/> 世帯全員の市町村民税非課税証明書又は均等割課税証明書 <input type="checkbox"/> 対象となる土地及び建物の全部事項証明書（登記簿謄本） <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 固定資産税評価額（公示価格）の分かるもの <input type="checkbox"/> 推定相続人の同意書（所定様式） 【要保護世帯向け不動産担保型生活資金】 <input type="checkbox"/> 生活保護の実施機関からの書類一式（貸付対象世帯通知書等）

借入れにあたっては、家計簿を付けていただいております。

●ご相談（お申込）窓口：お住まいの市町村社会福祉協議会

●お問い合わせ先：群馬県社会福祉協議会 電話：027-255-6031